

診療情報提供料（Ⅰ）と歯科診療特別対応連携加算について

診療が困難な患者さんは、東京都立心身障害者口腔保健センターへ診療情報提供書を書いて紹介してください。その際、**診療情報提供料（Ⅰ）250点**が算定できます。さらに当センターは**歯科診療特別対応連携加算1（特1）、歯科診療特別対応連携加算2（特2）に係わる施設基準に適合した保険医療機関**です。診療所で**歯科診療特別対応加算1（特1）+175点**又は**歯科診療特別対応加算2（特2）+250点**を算定している患者さんを当センターへ診療情報提供書を書いて紹介していただければ、診療情報提供料（Ⅰ）250点に**100点（情Ⅰ加2）が加算**できます。

なお、レセプトの摘要欄に「情Ⅰ加2」の記載が必要です。

特連施設基準届け出なし医療機関 （歯科診療所）

- ・歯科診療特別対応加算1 **特1(175点)**
又は
- ・歯科診療特別対応加算2 **特2(250点)**
算定患者

【紹介する医療機関】
診療情報提供料(Ⅰ)+加算
250点+100点(情Ⅰ加2)

*紹介する医療機関は診療情報提供料(Ⅰ)に定める様式に基づいた提供文書を作成します。

歯科診療特別対応加算1又は歯科診療特別対応加算2を算定した旨を記載して下さい。



特連施設基準届け出あり医療機関 （例：当センター）

- ・歯科診療特別対応加算1 **特1(175点)**
又は
- ・歯科診療特別対応加算2 **特2(250点)**
を算定

【紹介された医療機関】
地域歯科診療支援病院歯科初診料(296点)
又は初診料(272点(245点))を算定し、
歯科診療特別対応連携加算(特連)+150点
を算定します。

事例 歯科診療所から東京都立心身障害者口腔保健センターへ紹介する場合

傷病名部位	E C ₂		
月 日	部 位	療 法・処 置	点 数
10/2		初診+特2（歯科診療特別対応加算2）	272+250
		主訴 仕上げ磨きをしていると左下に	—
		食べものが詰まっていることが	—
		ある。（母親談）	—
		知的障害により意思の疎通が困難であ	—
		る。開口維持困難のため開口器を使用。	—
		Tell-Show-Do 法	—
	E	所見 近心にう窩が認められる。	—
		自発痛（-） 冷痛（+）	—

		歯科疾患管理料	90
		管理計画の説明、指導内容（略）	—
		文書提供加算 提供文書（略）	10
		カリエスはあるが、歯科診療の場面に慣	—
		れてもらうために、まずトレーニング	—
		から始める。その後、歯冠修復処置を	—
		することを母親に説明。	—
		X線（D）デジタル（電）×1	58
		X線所見 咬合面に半米粒大のX線透過像	—
		を認める。	—
		単純処置 (18+18×50/100)	18+9
		スプーンエキスカベータにて軟化象牙	—
		質除去 仮封（EZ）	—
10/9		再診+特1(歯科診療特別対応加算1)+明細	59+175+1
		知的障害により意思疎通困難	—
		開口維持困難なため開口器使用	—
		歯科診療の場面に慣れてもらうために	—
		トレーニングを行う。	—
	「E	所見 食べものが詰まらなくなった	—
		自発痛（-） 冷痛（-）	—
10/20		再診+特1(歯科診療特別対応加算1)+明細	59+175+1
		知的障害により開口に非協力的で	—
		トレーニングするも協力性得られない	—
		ないため東京都立心身障害者口腔保健	—
		センターへ紹介する旨を両親に説明し	—
		同意を得る。	—
	「E	所見 自発痛（-） 冷痛（-）	—
		診療情報提供料（I）※ 提供文書（略）	250+100
		紹介先医療機関	—
		東京都立心身障害者口腔保健センター	—

※診療情報提供書には歯科診療特別対応加算1(特1)、歯科診療特別対応加算2(特2)を算定している旨を記載ください。